

議員提出議案第2号

下妻市議会委員会条例の一部改正について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条第1項及び下妻市議会会議規則（昭和42年下妻市議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出する。

令和3年3月22日

下妻市議会議長 田 中 昭 一 殿

提出者	下妻市議会議員	篠 島 昌 之
賛成者	下妻市議会議員	増 田 省 吾
同	同	廣 瀬 榮
同	同	原 部 司
同	同	須 藤 豊 次
同	同	平 井 誠

下妻市条例第 号

下妻市議会委員会条例の一部を改正する条例

下妻市議会委員会条例（平成3年下妻市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「7人」を「6人」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

（会議の特例）

第15条の2 委員長は、災害の発生、感染症のまん延等、やむを得ない理由により委員会を開会する場所へ委員を招集することが困難であると認めるときは、映像と音声の送受信により出席者の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンライン会議システム」という。）を活用した会議を開くことができる。

2 前項の場合において、委員は、オンライン会議システムにより会議への出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

第16条に次の1項を加える。

2 前条第2項の規定により委員長の許可を得て会議に出席した委員は、前項、次条第1項及び第30条第1項の出席委員とする。

第20条第1項に次のただし書を加える。

ただし、オンライン会議システムを活用した会議は、秘密会とすることができない。

第30条第1項中「押印」を「記名押印を」に改め、同条第2項中「押印」を「記名押印」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の第2条第2項の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される一般選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された一般選挙については、なお従前の例による。